

公示番号： 160701

国 名： タンザニア

担当部署： 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案 件 名： コメ振興支援計画プロジェクト（農業機械）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務： 農業機械
- (2) 格 付： 3号
- (3) 業務の種類： 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2016年12月上旬から2017年2月下旬まで
- (2) 業務 M/M： 国内0.40M/M、現地1.93M/M、合計2.33M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地調査期間 整理期間  
5日 58日 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部
- (2) 見積書提出部数： 1部
- (3) 提出期限： 10月5日(12時まで)
- (4) 提出場所： 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報  
>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業  
務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) を  
ご覧ください。  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただい  
ても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知： 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提  
出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月18日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - 1) 業務実施の基本方針 16点
    - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - 1) 類似業務の経験 40点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
    - 3) 語学力 16点
    - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業機械化に係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1)参加資格のない社等：特になし
- (2)黄熱流行国であり、日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、赴任前の予防接種を強く奨励する。

## 6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、コメの消費増大に国内生産が追い付かず、消費量の7~8%を占める10万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、2008年のコメ生産量899,000トン(粳換算)を2018年には1,963,000トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その一連の支援の流れの中で2007年~2012年には、「キリマンジャロ農業研修センター(Kilimanjaro Agricultural Training Center: KATC)」の機能強化、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法の確立を目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画(タンライス)」を実施した。これを通じて、約40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、ジェンダー、灌漑組合組織運営、マーケティングなどの分野で「課題別研修」を農業研修所で実施した。

引き続き、タンザニア政府は農業畜産水産省(Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries: MALF) 研修局とザンジバル農業天然資源畜産水産省(Ministry of Agriculture, Natural Resources, Livestock and Fisheries: MANRLF)をカウンターパート機関、MALF研修局の6研修所及びMANRLFのキジンバニ農業研修所(Kizinbani Agricultural Training Institute: KATI)の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけではなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から6年間の予定で「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス2)を実施している。

タンライス2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、チーフアドバイザー、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて6分野(普及/モニタリング・稲栽培・ジェンダー・灌漑地区運営・マーケティング・収穫後処理)を支援している。実施機関である7研修所から各分野に計7名~15名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ(TG)メンバー」と称される。

タンザニアでは農業セクター振興のためには農業機械化は最重要課題の一つと見なされている。いまだに62%の農家が鋤による耕起を実施している中、タンザニア政府は農業機械の普及を促進しており、耕耘機やトラクターの利用が、特に灌漑地区において広がりつつある。また、世銀を通じた日本開発政策・人材育成基金(PHRD)の支援により、タンライスで研修を実施した灌漑地区を含む14か所の灌漑地区の農民組織に対し、コンバインハーベスターなどを無償供与している。かかる状況下、2016年1月に実施された中間レビューにより農業機械分野の短期専門家の必要性が確認され、PDMで記載されている稲作技術の研修を実施するための日本側投入として、農業機械専門家が新たに追加された。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、他の専門家と協力して農業機械専門家としてTGメンバーに対する技術移転を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2016年12月上旬)

- 1) タンザニアのコメセクター、農業機械化関連政策・プロジェクト及び本プロジェクトに関する資料(詳細計画策定調査報告書、プロジェクト・ドキュメント等)の収集・整理・分析を行う。なお収穫後処理は特に関連する分野であるため、これまでの取り組み内容を把握する。
- 2) 上記1)を踏まえて、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務実施計画書(英文・和文)を作成し、JICA農村開発部に提出する。

### (2) 現地派遣期間(2016年12月中旬～2017年2月上旬)

- 1) 関係者(MALF研修局・農業機械化局及びJICAタンザニア事務所)に業務実施計画書を提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
- 2) プロジェクト長期派遣専門家と派遣期間中の活動について打ち合わせを行い、活動内容を共有するとともに、新規農業機械化TGの立ち上げおよび当該TGメンバーへの研修、TG会議、課題別研修立ち上げのための準備を進める。なおメンバーの任命など、TG立ち上げの準備はプロジェクト側で事前に実施する。
- 3) 農業機械化TG会議を開催する。TG会議は第1回目を派遣期間前半に、第2回目を派遣期間後半に実施することを想定している。第1回目のTG会議では、主に派遣期間の活動計画をTGメンバーとともに確認することを目的とし、第2回目では派遣期間の活動報告およびプロジェクト終了時までの全体活動計画の策定、さらにはPDMに基づき課題別研修実施後の具体的な評価指標の設定する目的で実施する。なお、第1回目のTG会議では、トレーナー研修(TOT)の一環として、日本の農業機械化の成果や課題についての講義もする。
- 4) プロジェクト長期派遣専門家・TGメンバーと共にタンザニアにおける耕耘機、トラクター、コンバインハーベスター、精米機および回転除草機などの利用状況、農業機械整備能力、民間業者の研修を含む農機販売促進活動など農業機械化の現状を調査し、研修ニーズを把握する。調査対象は政府機関から民間まで含まれるが、特に県の農業機械担当職員および農機保有農家の研修ニーズを重視することとする。調査地は、ダルエスサラーム州、キリマンジャロ州、タンガ州およびムベヤ州の灌漑・天水低湿地稲栽培地域を想定している。
- 5) 上記4)で実施した調査に基づき、過去のプロジェクトで作成された農業機械関連研修(耕耘機・トラクター操作・維持管理研修など)の内容を確認し、必要に応じて見直す。また、新規研修(例えば、コンバインハーベスター操作・維持管理研修、精米品質向上のための精米機操作研修など)の可能性を検討する。加えて、灌漑稲作や天水低湿地稲作での機械化推進には圃場面積の拡大や均平化が重要と考えられるので、農業機械による効率的な均平作業を検討する。
- 6) 研修で普及を試みている手押し除草機、回転除草機の作業効率などを調査する。
- 7) TGメンバーに対してトレーナー研修(TOT)を実施し、5)で改定あるいは企画した新規研修の実施能力を向上させる。
- 8) 上記2)～7)を踏まえ、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及びJICAタンザニア事務所に報告・提出を行う。

### (3) 帰国後整理期間(2017年2月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

### (1) 業務実施計画書

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

英文4部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関)

### (2) 現地業務結果報告書

英文4部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関)

### (3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇄ドバイ/ドーハ⇄ダルエスサラームを基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

### (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>)

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程/執務環境

#### 1) 現地業務日程

現地派遣期間は2016年12月10日～2017年2月5日を予定しています。(数日程度の日程調整可)

#### 2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 稲栽培技術
- ・ 水管理/農民組織
- ・ 稲作普及/モニタリング
- ・ 業務調整

#### 3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ① 空港送迎

あり

##### ② 宿舎手配

あり

##### ③ 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む)。

##### ④ 通訳備上

なし

- ⑤ 現地日程のアレンジ  
プロジェクトチームが必要に応じ、アレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供  
農業畜産水産省内およびKATC内のプロジェクトフィスにおける執務スペース提供  
(インターネットは使用可能、ただし回線の状況が不安定な場合あり。)

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・タンザニア国コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)
- 2) また、以下の資料を農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム  
(TEL:03-5226-8409)にて配布します。  
「ポストハーベスト技術改善」短期専門家報告書(2016年)

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に就労許可証(Work Permit: WP)と在留免責証明書(Exemption Certificate: EC)を入国前に取得するため、本業務実施契約(単独型)締結後速やかに、英文履歴書、パスポートコピー、最終学歴の卒業証明書(英文)等必要書類を提出する必要がある。  
(JICA農村開発部よりWP取得にかかる手続きについてお知らせします。)  
必要書類取得にかかる手続きについては、以下の「国別渡航情報一覧」を参照のこと。  
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>)

3) 安全管理

タンザニア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることといたします。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録して下さい。

4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上